

「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業実施委託要綱

平成23年9月15日

生涯学習政策局長決定

初等中等教育局長決定

高等教育局長決定

最終改正 平成26年3月31日

1 趣旨

産業構造・社会構造の変化等が進む中で、我が国経済社会の一層の発展を期するためには、経済発展の先導役となる産業分野や、新たな人材需要の高まりが予想される分野等への人材シフトを円滑に進めるとともに、それらの人材が有する専門技術を高めていくことが必要不可欠である。

このため、産学官の連携・取組により、専門人材養成を戦略的に推進していく観点から、各成長分野等における取組を先導する産学官連携コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材及び高度人材養成のための新たな学習システムを検討し、産学官で共有するとともに、職域プロジェクト等において、全国的な標準モデルカリキュラムやその達成度評価手法、各地域の人材ニーズに対応した教育プログラム等を開発・実証する。

これらの成果を全国に提供することで、中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、社会人や女性等の学び直し支援を行う。

2 委託先

本事業は、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、業界団体・企業、その他関係機関で構成される産学官コンソーシアム及び職域プロジェクト等を組織し、委託先は、産学官コンソーシアム及び職域プロジェクト等の代表機関となる法人格を有する団体又は地方公共団体とする。

3 委託内容

各成長分野等における取組を先導する産学官コンソーシアム及び職域プロジェクト等を組織化し、企業・業界団体等のニーズを踏まえた人材養成のための全国的な標準モデルカリキュラム等（各分野における教育の質の向上・保証の仕組みづくりを含む）の開発・実証、各地域の人材ニーズに対応した教育プログラムの開発・実証、社会人や女性等が学びやすい学習システムの導入促進に関する取組を展開する。

また、大学院と産業界等が協働して社会人のキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・技術・技能を身につけるための大学院プログラムを構築し普及する。

4 委託期間

事業の実施期間は、委託を受けた日から文部科学省が別に定める日までとする。

5 委託手続

- (1) 委託先が上記3の委託を受けようとするときには、企画提案書（様式1）を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された企画提案書（様式1）の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、委託を決定し、決定後に提出された事業計画書（様式2）をもとに当該委託先に対し事業を委託する。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、事業計画の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費・事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、再委託費）・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、事業の委託先が委託要綱等に違反したとき、又は事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (3) 本事業における委託経費の支払いは、実績報告書（様式3）に基づき、その額が確定した後に支払う精算払を原則とする。ただし、委託先の申し出を受けて、事業完了前に必要があると文部科学省が認めるときは、委託費の全部または一部を概算払することができる。

7 再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。

事業の一部を再委託しようとする場合は、事業計画書とともに再委託についての様式（様式4）を文部科学省に提出し、事前に承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行う場合も同様とする。（ただし、軽微な変更の場合を除く。）

8 事業計画の変更

委託先は、本事業の計画を変更する場合、又は所要経費の費目（人件費等）の流用をする場合は、あらかじめ文部科学省に計画変更を申請し、承認を得なければならない。（ただし、増減する額が経費区分毎に配分された経費の20%又は50万円のいずれか高い額を超えない場合を除く。）

9 業務完了の報告

委託先は、事業が終了したときは、事業が終了した日（契約を解除した日を含む）から10日以内もしくは文部科学省が別に定める日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式3）、及び成果物、その他文部科学省が必要と認める資料について文部科学省に提出するものとする。

10 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9により提出された実績報告書（様式3）等について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に通知するものとする。
- (2) 上記の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

11 書類の保存

委託先は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省の請求があったときは、いつでも提出できるよう収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本事業を実施した翌年度から5年間整理保存するものとする。

12 著作権等

- (1) 本事業の実施により、委託先が作成した成果物（パンフレット・チラシ・報告書等これらに類するものを含む）の著作権及び所有権は、委託先に帰属させるものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、事業の成果を広く普及・活用させるため、委託先は成果物を公開するとともに、文部科学省が必要と認めたときは、委託先は無償で文部科学省及びその他教育機関等が利用することを許諾するものとする。

13 成果の普及・活用

委託先は、本事業の成果について、委託先のホームページ等において公開するとともに、産学官コンソーシアムや職域プロジェクト等に参画する教育機関や企業・業界団体等を通じて、全国の教育機関への活用を促すものとする。あわせて、成果報告書等の関係機関等への配布、必要に応じて活用状況の把握等を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、事業の計画及び報告にあたり、成果物の活用方法を明示し、事業終了後も成果物の活用促進について定期的に報告を行うなど、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。

14 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における事業の実施が当該委託事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、効果的な運営が図られるよう協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び委託費の執行状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。